

派遣法第23条第5項に基づく弊社の労働者派遣業の状況に関する情報

(令和6年6月1日現在)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)が改正され、第23条5項のさだめにより、以下の内容について情報提供が義務付けられました。

- ① 派遣労働者の数
- ② 派遣の役務の提供を受けたものの数：派遣先の数（事業年度当たりの事業数）
- ③ 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

$$\text{マージン率} = \frac{\text{(労働者派遣に関する料金の平均額-労働派遣者の賃金の平均額)}}{\text{(労働者派遣に関する料金の平均額)}}$$

厚生労働省
マージン率や教育訓練に
関する取り組み状況

- ④ 教育訓練に関する事項
- ⑤ 労働者派遣に関する料金の平均額（8時間あたりの派遣料金の平均額です）
- ⑥ 労働者派遣者の賃金の平均額（8時間あたりの賃金額です）
- ⑦ その他参考と認められる次項
- ⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

派遣労働者の数	18人
派遣先の数 (事業年度当たりの事業数)	51件
マージン率	58%
教育訓練に関する事項	派遣就業開始前及び就業期間中 4Sの実施, KY実施, 安全保護具等の必要性及び取り扱い 検査装置の取り扱い注意事項、事故時等における 応急退避、コロナ感染防止対策等の研修を行います。 又、弊社必要資格（非破壊検査資格, WES資格, 労基資格） の取得のため、弊社及び教育機関で16時間以上の教育 を実施します。（教育機関の講習は受講料会社負担, 出勤扱い）
派遣料金（8時間平均）	36,012.-/日
賃金（8時間平均）	20,890.-/日
その他参考と認められる事項	派遣業務に従事してもらう方は弊社無期雇用社員の為 就業規則, 賃金規定, 育児介護休業規定, 出張旅費規程 に記載している内容を履行いたします。
派遣労働者の待遇の決定に係る 労使協定を締結しているか否かの別	協定対象派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者 <input type="checkbox"/> 労使協定を締結していない <input checked="" type="checkbox"/> 労使協定を締結している (協定書の有効期間終期2025年3月31日)